

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

令和5年12月1日

株式会社ピアズ

令和5年12月1日

## 吸収合併に関する事後開示事項

東京都港区西新橋二丁目9番1号  
PMO西新橋ビル5階  
株式会社ピアズ  
代表取締役社長 桑野 隆司

当社は、令和5年10月6日付で当社と株式会社ウィルの間で締結した吸収合併契約に基づき、令和5年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ウィルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する事項は、下記のとおりです。

### 記

**1 本件吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)**

令和5年12月1日

**2 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)**

**(1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第784条の2)**

ウィルは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

**(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第785条)**

ウィルは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

**(3) 新株予約権買取請求手続について(会社法第787条)**

ウィルは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

**(4) 債権者異議手続について(会社法第789条)**

ウィルは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2023年10月27日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。が、異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

**3 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第3号)**

**(1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第796条の2)**

当社において、本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

**(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第797条)**

当社において、本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

**(3) 債権者異議手続について(会社法第799条)**

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、2023年10月18日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

**4 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第200条第4号)**

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、ウィルの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

**5 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(会社法施行規則第200条第5号)**

別紙のとおりです。

**6 会社法第921条の変更の登記(吸収合併による変更の登記)をした日(会社法施行規則第200条第6号)**

令和5年12月1日(予定)

**7 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第200条第7号)**

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

令和5年10月18日

東京都港区西新橋二丁目9番1号  
PMO西新橋ビル5階  
株式会社ピアズ  
代表取締役社長 桑野 隆司

神奈川県横浜市西区北幸一丁目  
11番15号STビル  
株式会社ウィル  
代表取締役 桑野 隆司

## 吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社ピアズ（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社ウィル（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議等必要な手続を経て、令和5年10月16日付吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、令和5年12月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併です。本合併に関する事前開示事項（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項）は、以下のとおりです。

### 1 吸収合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙1（吸収合併契約書の写し）のとおりです（会社法第782条第1項、同法第794条第1項）。

### 2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません（会社法施行規則第182条第1項第1号、同規則第191条第1号）。

### 3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません（会社法施行規則第182条第1項第2号）。

### 4 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません（会社法施行規則第182条第1項第3号、同規則第191条第2号）。

### 5 計算書類等に関する事項

#### (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧頂けます。

ます。なお、吸収合併存続会社は、最終事業年度の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません（会社法施行規則第191条第3号及び同第5号）。

## **(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等**

吸収消滅存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2（計算書類）のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません（会社法施行規則第182条第1項第4号）。

## **6 債務の履行の見込みに関する事項**

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

したがって、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断します（会社法施行規則第182条第1項第5号、同規則第191条第6号）。

## **7 補足**

以上の記載内容に変更が生じた場合、変更が生じた事実及びその内容をただちに開示いたします（会社法施行規則第182条第1項第6号、同規則第191条第7号）。

以 上

## 吸収合併契約書

株式会社ピアズ（以下、「甲」という。）と株式会社ウィル（以下、「乙」という。）は、両者の合併に関し、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併して、甲が乙の権利義務の全部を承継する（以下、「本合併」という。）。

### 第 2 条（合併をする会社の商号及び住所）

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

① 吸収合併存続会社

商号 株式会社ピアズ

住所 東京都港区西新橋二丁目 9 番 1 号 PMO 西新橋ビル 5 階

② 吸収合併消滅会社

商号 株式会社ウィル

住所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目 1 1 番 1 5 号横浜 S T ビル

### 第 3 条（交付する金銭等）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価の交付を行わない。

### 第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。ただし、効力発生日の前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議のうえこれを変更することができる。

### 第 5 条（効力発生日）

本合併の効力発生日は令和 5 年 1 2 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

### 第 6 条（株主総会の承認）

- 1 乙は、会社法 7 8 4 条 1 項の規定により合併契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 2 甲は、会社法第 7 9 6 条第 2 項の規定により、合併契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

### 第 7 条（会社の財産の承継）

乙は、令和 4 年 9 月 3 0 日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

### 第 8 条（会社財産に対する善管注意義務等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもつ

て、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

#### **第9条（従業員の処遇）**

甲は、乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引き継ぐ。その際の細目については甲及び乙が協議して定める。

#### **第10条（合併条件の変更、合併契約の解除）**

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、経営環境の変化、業績の著しい変動、若しくは天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産、若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、協議の上で合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第11条（協議事項）**

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の電磁的記録を作成し、甲乙合意のあと電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和5年10月16日

甲 東京都港区西新橋二丁目9番1号PMO西新橋ビル5階  
株式会社ピアズ  
代表取締役 桑野 隆司

乙 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号横浜STビル  
株式会社ウィル  
代表取締役 桑野 隆司

## 貸借対照表

令和 4年 9月30日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 1,057,326,374】	【流 動 負 債】	【 139,386,664】
現金・預金	856,974,346	買掛金	2,769,769
売掛金	159,542,150	未払法人税等	43,400
未収入金	109,000	未払費用	111,097,311
前払費用	7,607,478	預り金	7,332,184
仮払法人税等	230,400	リース債務(短)	4,356,000
繰延税金資産	32,863,000	未払消費税等	13,788,000
【固 定 資 産】	【 30,706,909】	【固 定 負 債】	【 11,309,760】
[有形固定資産]	[ 14,346,161]	リース債務(長)	11,309,760
建物附属設備	5,150,000		
工具器具備品	4,664,930	負債合計	150,696,424
リース資産	20,260,800	純資産の部	
建物附属減価償	△5,057,875	【株 主 資 本】	【 937,336,859】
工具減価償却累	△4,516,494	[資 本 金]	[ 10,000,000]
リース減価償却累	△6,155,200	[利 益 剰 余 金]	[ 927,336,859]
[無形固定資産]	[ 624,693]	利益準備金	2,500,000
電話加入権	47,000	(その他利益剰余金)	( 924,836,859)
ソフトウェア	577,693	別途積立金	100,000,000
[投資その他の資産]	[ 15,736,055]	繰越利益剰余金	824,836,859
投資有価証券	1,000,000		
敷 金	14,736,055	純資産合計	937,336,859
資産合計	1,088,033,283	負債・純資産合計	1,088,033,283



## 損 益 計 算 書

自 令和 4年 9月 1日  
至 令和 4年 9月30日

(単位：円)

I 営業	収 益		
	売上高		
	売上高	134,864,965	134,864,965
II 営業	費用		
1 売上	原価		
	外注費	2,517,972	
	賃金手当	82,079,162	
	法定福利費	12,575,080	
	旅費交通費	976,797	98,149,011
	売上総利益		36,715,954
2 販売費及び一般管理費			
	役員報酬	2,110,000	
	給料手当	7,353,940	
	法定福利費	2,021,992	
	福利厚生費	20,716	
	広告宣伝費	1,277,000	
	荷造運搬費	37,350	
	旅費交通費	851,291	
	交際費	27,273	
	車両費	26,680	
	通信費	280,607	
	水道光熱費	67,198	
	租税公課	336	
	備品・消耗品費	23,917	
	事務費	449,744	
	地代家賃	1,595,956	
	支払手数料	3,209,250	
	減価償却費	412,967	
	会議費	72,591	
	雑費	137,738	19,976,546
	営業利益		16,739,408
III 営業	外収益		
	雑収入	3,939,252	3,939,252

IV 営業外費用

支払利息

10,358

10,358

経常利益

20,668,302

税引前当期純利益

20,668,302

法人税等充当額

6,100

法人税等調整額

△25,989,763

当期純利益

46,651,965

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書自 令和 4年 9月 1日  
至 令和 4年 9月30日

(単位：円)

## 株主資本

資本金 当期首残高及び当期末残高 10,000,000

## 利益剰余金

利益準備金 当期首残高及び当期末残高 2,500,000

## その他利益剰余金

別途積立金 当期首残高及び当期末残高 100,000,000

繰越利益剰余金 当期首残高 778,184,894

当期変動額 当期純利益 46,651,965当期末残高 824,836,859

## 利益剰余金合計

当期首残高 880,684,894

当期変動額 46,651,965当期末残高 927,336,859

## 株主資本合計

当期首残高 890,684,894

当期変動額 46,651,965当期末残高 937,336,859

## 純資産合計

当期首残高 890,684,894

当期変動額 46,651,965当期末残高 937,336,859

## 個 別 注 記 表

自 令和 4年 9月 1日

至 令和 4年 9月30日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 時価のあるもの・・・移動平均法に基づく原価法

イ. 時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・・・平成10年4月1日以降取得の建物については定額法、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物についても定額法

・・・それ以外の資産については定率法

無形固定資産・・・定額法

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース取引については売買取引に係る方法に準じて処理しています。

② 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形割引高 0円

(2) 受取手形裏書譲渡高 0円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済普通株式の数 200株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株

(3) 当該事業年度の末日における発行済種類株式の数 0株

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 4,686,684円29銭

(2) 1株当たりの当期純利益金額 233,259円82銭